

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十二条第二項において準用する第二百二十九条の四第一項第二号及び第二項の規定に基づき、エスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーター及びエスカレーター強度検証法について次のように定める。

平成 年 月 日

建設大臣 中山 正暉

エスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーター及びエスカレーターの強度検証法を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第二百二十九条の十二第二項において準用する第二百二十九条の四第一項第二号のエスカレーター強度検証法の対象となるエスカレーターは、踏段を鎖に類するものとする。エスカレーター及び踏段をベルトでつくり、当該ベルトをつるエスカレーターとする。

第二 エスカレーター強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

- 一 令第二百二十九条の十二第二項において準用する第二百二十九条の四第一項第二号に規定する α の数值は、 1.0 とし、同号に規定する α_2 の数值は、 1.5 とする。

二 エスカレーターの踏段の床板及び枠並びにトラス又ははりに係る令第二百二十九条の十二条第二項において準用する第二百二十九条の四第二項第三号に規定する安全率（以下単に「安全率」という。）は、次の表に定める数値とする。

イ 踏段の床板及び枠

	常時の安全率	安全装置作動時の安全率
鋼製その他の金属製の踏段	三・〇	二・〇

ロ トラス又ははり

	常時の安全率	安全装置作動時の安全率
鉄骨造の鋼材の部分	三・〇	二・〇

三 エスカレーターの鎖その他これに類するもの及びその端部又はベルトに係る安全率は、次の表に定める数値とする。

	常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
	設置時	使用時	設置時	使用時
踏段をつる鎖その他これに類す	七・〇	四・〇	二・五	二・五

るもの及びその端部				
ベルト	七・〇	四・〇	四・〇	二・五

四 エスカレーターの鎖その他これに類するもの及びその端部又はベルト（踏段が他の摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのないもので支えられていないものに限る。）について令第二百二十九条の十二条第二項において準用する第二百二十九条の四第二項第四号に規定する限界安全率は、次の表に定める数値とする。

	設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
踏段をつる鎖その他これに類するもの及びその端部	二・五	二・五
ベルト	四・〇	二・五

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。